

○平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件） （傍線部分は改正部分）

改 正 案					現 行																																																									
<p>無線局事項書及び工事設計書の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）の様式ごとにそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。</p> <p>（表略）</p> <p>別表第十五号 送信の方式コード</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>放送の種別</th> <th>設置場所</th> <th>項目</th> <th>項目</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><u>標準テレビジョン放送</u></td> <td style="text-align: center;">人工衛星</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により<u>放送を行うもの</u></td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。</td> <td style="text-align: center;">T A 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人工衛星</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により<u>放送を行うもの</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">T A 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人工衛星</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により<u>放送を行うもの</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">T A 4</td> </tr> </tbody> </table>					放送の種別	設置場所	項目	項目	コード	(略)					<u>標準テレビジョン放送</u>	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により <u>放送を行うもの</u>	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	T A 2	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により <u>放送を行うもの</u>		T A 3	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により <u>放送を行うもの</u>		T A 4	<p>（同上）</p> <p>（同左）</p> <p>別表第十五号 （同左）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>放送の種別</th> <th>設置場所</th> <th>項目</th> <th>項目</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>標準テレビジョン放送</u></td> <td style="text-align: center;"><u>地上又は人工衛星</u></td> <td>標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第88号)第2章又は第3章に規定される方式により<u>放送するもの</u></td> <td>標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式第24条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。</td> <td style="text-align: center;"><u>T A 1</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">人工衛星</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により<u>放送するもの</u></td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。</td> <td style="text-align: center;">T A 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">人工衛星</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により<u>放送するもの</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">T A 3</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">人工衛星</td> <td>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により<u>放送を行うもの</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">T A 4</td> </tr> </tbody> </table>					放送の種別	設置場所	項目	項目	コード	(同左)					<u>標準テレビジョン放送</u>	<u>地上又は人工衛星</u>	標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第88号)第2章又は第3章に規定される方式により <u>放送するもの</u>	標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式第24条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	<u>T A 1</u>		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により <u>放送するもの</u>	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	T A 2		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により <u>放送するもの</u>		T A 3		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により <u>放送を行うもの</u>		T A 4
放送の種別	設置場所	項目	項目	コード																																																										
(略)																																																														
<u>標準テレビジョン放送</u>	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により <u>放送を行うもの</u>	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	T A 2																																																										
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により <u>放送を行うもの</u>		T A 3																																																										
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により <u>放送を行うもの</u>		T A 4																																																										
放送の種別	設置場所	項目	項目	コード																																																										
(同左)																																																														
<u>標準テレビジョン放送</u>	<u>地上又は人工衛星</u>	標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第88号)第2章又は第3章に規定される方式により <u>放送するもの</u>	標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式第24条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	<u>T A 1</u>																																																										
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により <u>放送するもの</u>	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	T A 2																																																										
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により <u>放送するもの</u>		T A 3																																																										
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により <u>放送を行うもの</u>		T A 4																																																										

	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの		TA5		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの		TA5
					標準テレビジョン音声多重放送	地上又は人工衛星	標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第91号)第2章又は第3章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式第14条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TB1
					標準テレビジョン文字多重放送	地上又は人工衛星	標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第92号)により放送を行うもの	標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式第20条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TC1
					標準テレビジョン・データ多重放送	人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第93号)第3章第2節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第27条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TD1
						地上又は人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第2章第2節又は第3章第3節に規定される方式により放送するもの		TD2
						地上	標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第2章第3節に規定される方式により放送するもの		TD3
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH2	高精細度テレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH2

	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第3章に規定される方式により放送を行うもの	TH3	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第3章により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH3
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの	TH4		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの		TH4
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの	TH5		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送するもの		TH5
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの	TH6		人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送するもの		TH6